

- 4 市長は、前項の規定により意見の聴取を行おうとするときは、前条第3項の規定により命じようとする措置の内容並びに前項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）の期日及び場所を、当該期日の3日前までに、命令予定者等に通知するとともに、これを公告するものとする。
- 5 命令予定者等は、意見聴取に際して、自己に有利な証言をする証人を出席させ、及び自己に有利な証拠を提出することができる。
- 6 市長は、措置命令をしたときは、標識の設置その他市長が別に定める方法により、その旨を公示するものとする。
- 7 前項の標識は、措置命令に係る危険空家等に設置することができる。この場合においては、当該危険空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 措置命令については、尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（空家等措置命令に係る手続等）

- 第10条 市長は、法第14条第3項の規定による命令又は措置命令（以下「空家等措置命令」という。）をしようとするときは、あらかじめ、尼崎市危険空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、空家等措置命令を受けた者が正当な理由なく当該空家等措置命令に従わないときは、公告その他市長が適当と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 当該空家等措置命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）
 - (2) 当該空家等措置命令に係る特定空家等又は危険空家等の所在地
 - (3) 当該空家等措置命令の内容
 - (4) その他市長が必要と認める事項

（行政代執行）

第11条 市長は、措置命令を受けた者が当該措置命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該措置命令に係る措置を講じ、又は第三者をして当該措置を講じさせることができる。

（応急措置）

第12条 市長は、特定空家等又は危険空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、その危害を避けるために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等又は危険空家等の所有者等から徴収することができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(3) 尼崎市危険空家等対策審議会条例

(設置)

第1条 尼崎市危険空家等対策に関する条例（平成27年尼崎市条例第8号）第10条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市危険空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 策定経緯

(1) 尼崎市空家等対策計画協議会設置要綱

(目的)

第1条 市内の空家等の対策を総合的、計画的に進めるため、国の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に規定する「尼崎市空家等対策計画」（以下「対策計画」という。）を作成するにあたり、専門的見地から幅広く意見を求めるため、尼崎市空家等対策計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目を所掌する。

- (1) 対策計画の作成における意見聴取等に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 協議会には、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員が協議し、定める。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年6月29日から平成30年3月31日までの間とする。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議会の公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会に諮って協議会を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備局都市計画部建築安全担当において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(2) 尼崎市空家等対策計画協議会委員

氏名	役職等
山下 淳	関西学院大学 法学部 法律学科 教授
岡 絵理子	関西大学 環境都市工学部 建築学科 教授
橋本 育子	兵庫県建築士会阪神支部長
川西 渥子	兵庫県弁護士会阪神支部
本田 良生	尼崎市民共済生活協同組合理事長
安中 光雄	兵庫県司法書士会阪神支部尼崎分会长
吉田 昌一	兵庫県宅地建物取引業協会尼崎支部長
廣嶋 琢也	兵庫県不動産鑑定士協会
稻岡 二郎	兵庫県土地家屋調査士会尼崎支部長

(3) 尼崎市空家等対策計画協議会の開催経緯

平成 29 年 6 月 29 日
(2017 年)

○ 第 1 回 空家等対策計画協議会

- ・尼崎市空家等対策計画策定スケジュール等について
- ・尼崎市空家等対策計画（骨子案）について

10 月 10 日

○ 第 2 回 空家等対策計画協議会

- ・尼崎市空家等対策計画（骨子案）について
- ・今後の策定スケジュールについて

11 月 16 日

○ 第 3 回 空家等対策計画協議会

- ・尼崎空家等対策計画（素案）について
- ・今後のパブリックコメント等のスケジュールについて

12 月 11 日～
平成 30 年 1 月 9 日
(2018 年)
1 月

○ 市民意見の公募

○ 「尼崎市空家等対策計画」策定